

第 12 期第 2 回北海道海面利用協議会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 3 月 6 日（水）14 時 00 分～15 時 50 分
- 2 開催場所 北海道第 2 水産ビル 3 S 会議室
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 協議事項 (1) クロマグロ遊漁の規制と周知について
(2) 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について
(3) シラスウナギ（特定水産動植物）について
(4) その他
- 5 議事の顛末

（岡村課長補佐）

まだ、佐藤委員が来られていませんが、時間となりましたので、始めたいと思います。

ただいまから、第 12 期第 2 回北海道海面利用協議会を開催いたします。本日の進行をつとめさせていただきます。漁業管理課で遊漁内水面を担当している岡村です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、北海道水産林務部水産局漁業管理課サケマス・内水面担当課長の野田からご挨拶を申し上げます。

（野田サケマス・内水面担当課長）

道水産林務部漁業管理課 サケマス・内水面担当課長の野田です。

第 12 期第 2 回北海道海面利用協議会の開催にあたり、一言、御挨拶申し上げます。

委員及び各関係機関の皆様には、年度末の何かとご多用の中、本協議会にご出席をいただき、ありがとうございます。この北海道海面利用協議会は、平成 6 年 7 月に設置され、会議の目的は、漁業と海洋性レクリエーションとの調和を図るため、道の施策を検討する上で、関係者から意見を聴取する機会であります。さて、今回の議題でもありますクロマグロ遊漁は、これまで国と道で規制の周知を行っておりますが、プレジャーボート所有者への周知方法が課題となっております。

また、次の議題である改正遊漁船業法については、安全管理の取り組み強化を目的に法を改正、令和 6 年 4 月から施行となる予定です。この法改正では、新たに協議会制度が創設されましたが、協議会制度の活用方法について意見を伺う予定です。

このほか、特定水産動植物であるシラスウナギの採捕禁止について事務局から説明するほか、北海道漁業調整事務所から広域漁業調整委員会指示の概要、第一管区海上保安部から令和 5 年海難発生状況、北海道運輸局から遊漁船の安全設備の義務化について説明があります。盛りだくさんの内容となっておりますが、本日の協議会において、多方面から忌憚のないご議論をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とします。本日は、よろしくお願いいたします。

（岡村課長補佐）

それでは、まず、本日、出席していただいている委員を紹介させていただきます。

～ 委員、関係機関など出席者の紹介 ～ ※省略

皆様、本日はよろしくお願ひします。次に、お手元の配布資料のご確認をお願いします。まず、1 番上にあるのが会議次第、名簿や規約など 3 枚の資料となっております。その次に、1 枚もののサクラマスライセンス制の周知についてという資料、その次に、資料 1 と書かれたクロマグロ遊漁についてと書かれた資料、次に、資料 2 と書かれた改正遊漁船業法についてと書かれた資料、次に、資料 2 別紙と書かれた改正遊漁船業法についてと書かれたパンフレットのような資料、次に、資料 3 と書かれたシラスウナギ（特定水産動植物）についてと書かれた資料、次に、資料 4

と書かれた広域漁業調整委員会指示の概要についてと書かれた資料、次に、資料5と書かれた令和5年海難発生状況についてと書かれた資料、最後に、資料6と書かれた遊漁船の安全設備の義務化についてと書かれた資料となっています。不足している資料等があれば、お知らせいただきたいと思います。途中で気づきましたら、お声がけください。よろしいでしょうか。

それでは議題に入る前に、去年の協議会でご意見がありました、サクラマス船釣りライセンス制の啓発について簡単に報告いたします。サクラマス船釣りライセンス制と書いている資料番号がついていない1枚ものの資料をご覧ください。この資料の左側のチラシにつきましては、昨年11月に札幌市内の釣具店に配架させていただきました資料です。これで一般の釣り人の方に見てもらおう形で配布しております。そして右側につきましては、週刊釣り新聞ほっかいどうのご好意で、新聞紙面とウェブページ上にチラシを掲載していただいたというもので、ご紹介させていただきます。ご協力いただいたことについて、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、この後議事に入ります。議事の進行につきましては、伊藤座長にお願いいたします。

(伊藤座長)

座長を務めさせていただきます伊藤でございます。本日は何かとお忙しい中、第12回第2回北海道海面利用協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。皆さんの協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日の協議会は、附属機関等の設置及び運営に関する基準に基づき、協議会終了後、本日の資料と協議会で発言を取りまとめた議事概要を公表することになっておりますので、ご了承願います。それでは、議事を進めていきたいと思っております。議題1、クロマグロ遊漁について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

改めまして、道庁漁業管理課の小川と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料番号は資料1です。クロマグロについては、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになりました。国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者も漁業者の取組に準じ協力を求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入しました。この広域漁業調整委員会指示の内容については、後ほど、北海道漁業調整事務所小瀨様から説明をいただけることになっておりますが、具体的指示の内容は資料の下段にある①から④のような内容となっています。資料の2ページ目です。広域漁業調整委員会指示の内容については、水産庁ホームページで情報を入手することができ、月毎の採捕可能量や採捕実績、3ページ目の右側に水産庁のホームページの続きがありますが、採捕禁止情報や委員会指示違反の指導情報がわかるようになっています。クロマグロ遊漁の現状ですが、道では、国の依頼を受け、適宜、遊漁船業者やマリーナ、大手釣り具店などに情報提供をしているところです。大部分の遊漁者は、水産庁のホームページを確認し、最新の情報を得ながら、採捕禁止期間でないことを確認して釣りをしておりますが、「規制を知らない」や「規制を守らない」一部の遊漁者がおり、国や道に違反情報が寄せられているところです。違反情報が寄せられた場合は、国と道で速やかに共有するとともに、国と道が連携して調査・指導も行っているところです。3ページ目です。違反者から聞き取りを行うとだいたい「詳しく知らなかった。行政はもっと周知すべき」と釈明します。

なお、遊漁船の場合は、利用客が委員会指示違反となりますが、遊漁船業者は、法で利用客に「周知させる義務」があるので、遊漁船業者は法令違反となる可能性があり、いろいろな機会を通じ遊漁船業者にはお知らせしているところです。4ページ目、今回、委員の皆様から意見をい

ただきたいことです。遊漁船業者は、道で登録状況を把握していることから、適宜、国からの情報を提供できるのですが、プレジャーボートは水産庁で所有者を把握していないため、個別に周知する方法がなく、先ほど説明しましたが、調査・指導する際には「詳しく知らなかった。行政はもっと周知すべき」と釈明されてしまいます。

このため、1つ目は、プレジャーボートに個別に周知する方法について意見をいただければと思います。2つ目は、遊漁で採捕したクロマグロを販売しているという事例もあります。これまで、遊漁船業者、プレジャーボートを保管するマリーナ、遊漁者が訪れる釣り具店を中心に周知してきましたが、周知したら効果的と考えられるところについて意見をいただければと思います。

いただいた意見を参考にさせていただき、今後、水産庁の方に提案しながら、引き続き、北海道漁業調整事務所と対応していきたいと考えています。説明は以上となります。ご意見をお願いします。

(伊藤座長)

ただいま事務局から説明のあったとおり、漁業者は資源量回復させさせるため、厳しい数量管理をしているところです。このクロマグロ資源量を回復するためには、漁業者とともに遊漁者の協力も重要と考えております。そこで道から、プレジャーボートへの周知の方法、追加したほうが良いクロマグロ遊漁の周知先について意見を求められております。どなたかご意見をいただける方はおりませんか。意見をいただける方は挙手をお願いします。

(北條委員)

プレジャーボートへの周知について、遊漁者は、だいたいガソリンスタンドで携行缶にガソリンを購入すると思います。その際にガソリンスタンドは必ず、使用目的とか名前を書かなければならないので、プレジャーボートとチェックした時に、この辺のルールを配布するようなことを協力してもらおうのでしょうか。

(伊藤座長)

その他、どうでしょう。皆上委員、日本マリン事業協会に所属しており、会員にプレジャーボートの販売事業者がおられるほか、マリン事業の宣伝普及に関することも目的だと聞いていますが、周知方法について助言はないでしょうか。

(皆上委員)

我々団体は、プレジャーボートのメーカー・販売業者・保管マリーナ・アフターサービス等を生業にしている立場でございまして、クロマグロの釣りの問題というのは、非常に興味深い内容でございます。基本的には捕獲規制があるということを知っている方は非常に多いと理解しています。マグロ釣りをする場合には、やはりその釣り道具に関しても、専門的な道具でやられる方が多く、数十万する竿やリールでやられている方が多い為、様々な専門的な知識や情報を習得しないとできない釣りです。また、海域につきましても、函館周辺から日本海エリアというところが主な釣りポイントと知られており、認知されております。我々の団体としては、会員会社並びに関連団体にマグロ釣りに関する規制の案内は定期的に差し上げていますが、ただやはり、中には、情報が行き届かないユーザーや、そのような知識、情報が乏しく、ルールが適正に守られていない利用者もいるとお聞きします。我々プレジャーボートの販売団体とすれば、まず、我々販売業者、関連マリーナ含めまして、関連する団体へ再度、ユーザーへの周知徹底を図りたいと思います。

(伊藤座長)

ありがとうございます。

(根上委員)

日本海洋レジャー協会の根上でございます。我々は普段、小型船舶操縦免許を取得するに当たりまして、新規免許者の方の支援をしているところ。あわせて、免許をもたれている方に対して、5年ごと講習があるところでございます。また、遊漁船業に関しましても講習会を担当しておりますので、このような機会を通して周知を強化して参りたいと思っています。あわせて、一般の方も参加が見込まれる、ボートショーであったり、或いは釣りのイベントとかも、日本全国でやっているところがございます。これは、北海道のみならず、全国的に取り組んでいる規制でございますので、横浜でやられたイベントでは、水産庁も参加されているものもございますが、大阪のフィッシングショーや新潟、あと北海道地区などでも周知できればなと思っております。海上保安庁の方は、ライフジャケット含め、イベントに積極的に参加されているので、水産庁も含め、是非、積極的に参加して規制を周知してもらえればと思っております。

(伊藤座長)

ありがとうございます。

(牧野委員)

日本釣振興会の牧野でございます。我々、日本釣振興会は、本部が東京にありますが、そちらの方からお達しがございまして、各地区支部にホームページを開設してくださいということで、今、4月1日オープンで、日本釣振興会北海道地区支部のホームページを創設予定でございます。そこには様々な釣りに関する情報であるとか、もしくは釣り人のマナー向上、放流実績であるとか、そういったものを周知しましょうという予定がございますので、このタイミングで、こちらのクロマグロの資源保護に関するデータをちょうだいするとホームページのトップページに貼ったり、もしくはリンクボタンをつけて、周知活動できると思いますので、そちらは協力して行きたいと思っております。

2つ目に、釣りをやられる方というのは情報収集されるので、この北海道地区支部長が北海道ホットメディアの社長さんがつとめられており、私からも社長にお伝えしますので、是非シーズンインの時に、今一度、釣り新聞ほっかいどうの方で告知をしていただけないかというご検討いただきたいというのが一つ。もう一つは、釣り雑誌ということでいきますと、こちらのマグロ釣りは、皆さんご存知のようにルアー釣りが9割9分でございますので、そういう意味でルアー雑誌ということで釣り人社さんという会社が発行されていますノースアンブラーという雑誌がございます。こちらとも近しくしておりますので、シーズンのタイミングで、掲載していただけないかというご相談をしたいと思っております。先ほど根上さんがおっしゃっていましたが、6月の8日と9日に市内の釣具店舗の方でルアーフェスタを開催すると聞いております。久しぶりにイベントをやろうという話を聞いておりますので、その際に、クロマグロ資源保護の情報を皆さんに周知できるようなブース、もしくはインフォメーションボード等で告知可能かと思っておりますので、日釣振としましては、釣り人が集まり、見るであろうホームページもしくは雑誌といったものについては、すべからく情報提供のご協力できるのかなというふうに思っておりますので、その辺について事務方からのデータであるとか、ポスターとかご提供いただくと、そういう協力ができるかなと思います。

(伊藤座長)

伊波委員は、エンルムマリーナに所属しており、普段から接する機会が多いと思いますが、

プレジャーボート所有者への周知方法について助言はありますか。

(伊波委員)

マリーナに関しましては、クロマグロに関する周知は、お客さん全体に必ずしています。違反行為については、ないものと思っておりますが、やはり先ほど委員の皆さんがおっしゃったようなことをどんどん周知する機会を増やしていくしかないと思います。マリーナに契約されてる方は個別に周知できますけど、個々のプレジャーボート持っていらっしゃる方になるとそういう機会がなかなかないと思いますので、それこそ釣り新聞さんとかその辺とかですね、いろいろそういう面で周知していったら良いと思っております。

(伊藤座長)

ありがとうございます。北海道運輸局の相馬様は委員ではありませんが、小型船舶を所管している立場として周知方法について助言ありますか。

(北海道運輸局)

北海道運輸局の相馬でございます。運輸局としては、特段その周知するという方策が、今のところ、ないのが現状でございます。やはり所管してないという部分もありまして、あくまで、船舶のハード面、並びにソフト面に対しての法規制の所管ですので、申し訳ないですけれども運輸局としては答えが出しにくいのが、実際のところでございます。以上でございます。

(岡村補佐)

ご意見ありがとうございます。まずガソリンスタンド、今まで意識してなかった部分なのでありがとうございます。あと、免許の講習会ですとか、そういうところで、ご協力いただければ、満遍なく周知できるのかなと感じましたので、これからご相談させていただきたいと考えています。それぞれマリーナとかは、契約とかそういうところの範囲でという部分があるのかなと、それから所管している団体に限定されてしまう部分もあると捉えられたのですが、免許のようなところでご協力いただける、そして、ホームページで紹介ですとか、新聞、興味ある方が購読するであろう雑誌に載せていただけるような協力がいただければ、より力強いと感じました。今後、いろいろ相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。クロマグロについては、北海道漁業調整事務所と一緒に周知を図っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

(伊藤座長)

次に、このクロマグロ遊漁の関連事項として、北海道漁業調整事務所から、広域漁業調整委員会指示の概要について説明します。小濱様よろしく願いします。

(北海道漁業調整事務所)

～ 広域漁業調整委員会指示の概要について別紙4で説明 ～ ※省略

(伊藤座長)

説明が終わりました。これについて、ご質問ある方は挙手をお願いいたします。

(牧野委員)

委員会指示の期間4月1日からということで、もう今年の方は上限に達したとご説明がありました。あともう一つは厳罰化されますということで、最終的には懲役1年以下の懲役になってし

もう可能性もあるというご説明がありました。それと資料1のポスター、これは令和6年3月31日までですから、今月末までのポスターであると思いますが、これの4月1日以降の周知ポスターとか、もしくはその厳罰化されますというような釣り人に対する周知活動をするにあたって、データもしくは媒体はいつでも我々に提供いただけるのかお聞きしたいのですが。

(北海道漁業調整事務所)

厳密に言うと、それぞれの委員会でこの制度をやりますよと公布するのは、その委員会の日に、委員の了解を得て、この日本海については先月終わっていて、太平洋の委員会も先週に終わっている状況で、北海道に関係はないですけど瀬戸内海は今日同じように諮られています。それぞれの日で委員会指示が公表されて、ポスターのようなわかりやすい資料は、すぐにはできないと思うのですが、資料の今日添付している3ページ以降、これが正式な文章になって、これが委員会指示ですけど、水産庁ホームページで公表されます。ただ、これを一般の方が見るかと言うと正直ないと思いますので、道庁からも、昨年、ご指摘いただいたのですが、予算の絡みで4月以降の制度については、予算が成立した4月からでないと使えないところがあります。ホームページはできるだけ急ぐようにして、紙のポスターは印刷があるので、すぐさまとは難しいのですが、特に大きく変わる部分なので、そこはホームページで公表とか、今日いただいた意見とか、本庁の担当に伝えますので、先ほど、ご提案いただいたような、フェスタにも、我が説明に伺ったり是非できればと思ったので、後で話しを聞かせていただければと思います。

(牧野委員)

紙媒体のご予算の件だとか、そちらのご都合もあろうかと思しますので、明日、印刷してくださいというわけでは決してございませんが、今のこの大きくルールが変わる、やはり厳罰化されるということについては、いち早く釣り人に情報提供してあげたいな。釣り人で懲役になるやつを出したくないのが我々の願いであります。それこそ、このような立派なポスターでなくても結構なので、ポイントだけわかるようなものを、何かしらPDFデータ1枚でも結構ですので、1日でも早く周知すべきかなと、もちろん、その後予算が通過して、印刷物ができた際には、釣り新聞だとか雑誌などに可及的速やかにデータ提供していただく形で結構ではないかと思えます。まずはデータだけでも、印刷データで結構ですので、早ければ今月中にでも、4月1日からスタートであれば、データだけでもそういうのをいただくとありがたい。もしそれを作ってくれということであれば、私は明日にでも作ってお渡しできますけれども、それぐらいのスピード感で行っていただきたいなと思しますので、是非ご検討いただければと思います。

(北海道漁業調整事務所)

ありがとうございます。まずは水産庁のクロマグロ遊漁の部屋というホームページがございまして、まずはそちらを更新して、そこは最初に見ていただくということで、できるだけわかりやすいように今作っているのですが、そちらを速やかに更新してもらえるように、私の方からも、この北海道だけじゃなくて、日本全国同じ規制の中身になりますので、我々、北海道漁業調整事務所だけではなくて、日本全体で知ってもらうために、我々は北海道の方で重点的にやりますけれども、違反する方は、別の地域でもいますので、そういう方が出ないように、あとはあくまで規制をしたいのが目的ではなくて、先ほども説明しましたが、クロマグロ資源は増えていると考えておりまして、科学的にもそういうふうに評価しておりまして、それを国として、他の国に認めてもらって捕獲可能量を増やして、その結果、漁業者の方も我慢していただいていますし、遊漁者の方もとっていただくようになれば一番良いついていうふうに思っているのですが、今、我慢していただいている時期ですが、ルールは守っていただかないと、日本は規制を守ってやっていると大々的に条約国に言えないので、引き続きご協力いただきたいなと思っております。

(岡村課長補佐)

今の件、道では、国からのポスターですとかデータ等をお願い、まずは、我々の方でプリンターから打ち出したものを、サイズが小さいのですが配布していて、あとで完成した大きい印刷版を持って釣り具店を回っています。その度に、遅いと文句を言われるのが実態で、これからも相談していろいろ工夫していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(牧野委員)

データだけでもいただければ、釣り具店を回るのも辛いでしょうから、各店舗の本部の方にお送りして、店舗のホームページに掲載して欲しいというだけでも効果はあると思います。

(岡村課長補佐)

もう一つ、先ほど聞き漏らしてしまったのですが、周知の方法として、運輸局さんの方で、ハード面の方がメインだからということで、ハード面のところについては私たちも立ち入れないかなと思っています。ただ、そのハード面を進める上で、例えば船舶検査のお知らせなどを所有者に送付していたり、何かお知らせみたいなものがある時に、便乗してその啓発資料を送る手段ということをお聞きしたいのですが。

(北海道運輸局)

確かに運輸局で所掌している船は、比較的大きな20トンを超えた船ばかりですので、なかなかプレジャーボートとか北海道ではいません。横浜の方とかでは大型のプレジャーボートがあり、検査が結構あるので、うちの検査官が行った時に、例えばそういうチラシがあれば、協力依頼があれば協力できないことはないかと思いますが、なかなか現状、地方レベルで勝手にそういうチラシを配るのは難しいかなというところが正直ございます。

(岡村課長補佐)

例えば、JCIを通じてというのはないものですか。

(北海道運輸局)

JCIの決めている検査のやり方とか、いわゆるハード面の検査というのは、JCIで決めて、うちの方で承認するという形で、あくまでもハード面の話で、実際現場に行っているかというJCIの検査員の方が行っているということで、JCIの方が、検査しているところに乗じてパンフレットがあって、水産庁から正式なルートでご依頼があれば、全くできないこともないのかなとは考えてはおります。

(岡村課長補佐)

わかりました。情報ありがとうございます。

(伊藤座長)

ほかにご質問はありますか。なければこれでクロマグロ遊漁の議題を終わります。続きまして、議題2「改正遊漁船業法について」事務局から説明します。

(事務局)

資料番号は資料2です。

国は、令和5年6月に、安全管理の取り組みを強化するため、遊漁船業を営む根拠である「遊

漁船業の適性化に関する法律」を改正し公布しました。さらに、令和6年4月1日を施行日と決め、1月中旬から全国で遊漁船業者向け説明会を開催しているところで、2月には、国を招き道主催の説明会も開催したところです。水産庁が作成したパンフレットで少し内容を紹介します。

資料番号は、資料2（別紙）です。2ページ目をご覧ください。国は、近年の遊漁船業における死傷者数の増加を受け、遊漁船業の安全性の向上を図る必要があると判断、安全管理の強化を目的に令和5年6月に改正遊漁船業法を公布、令和6年4月に施行することとしました。大きく変わるの2点。1つ目は、利用者の安全性向上のため、遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の新たな責務について、2つ目は、地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業に関する協議会制度を創設することができるようになるということです。

では、1つ目の遊漁船業者の新たな責務についてです。3ページ目をご覧ください。まず、新たな業務規程ということで、これまでも遊漁船業者には業務規程を作成して、道に届出をしておりましたが、新たに利用者の安全管理に関する業務や、従事者への教育の実施に関する業務などの記載が必要となりました。また、これまでは、遊漁船業者の登録後に営業を開始するまで届出する扱いでしたが、今後は、登録・更新時の必要書類に変更となっています。なお、今回、新たな項目ができましたので、現在、遊漁船業の登録を受けている全ての業者に、業務規程を再作成していただき、令和6年9月末までに提出することになっています。2つ目は、遊漁船業務主任者の管理や教育について、遊漁船業務主任者の役割は、利用者の安全確保の要ですので、衝突事故がないよう適切に見張りを実施することや、利用者を守ってもらうルールを教える、指示するといった従来の責務に加え、①出航前の検査等、②出航判断等への意見、③利用者に対する安全確保のための指導・助言、④瀬渡しの場合の巡回等、⑤乗務記録の作成が必要となります。このほか、遊漁船業務主任者になるための実務研修の必要日数の延長、従来の10日間から30日間への延長や実務研修を実施する者、これまでの規定なしから遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有する者の変更などです。また、遊漁船業務主任者の欠格要件について厳しくなりました。これまで、業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任された場合、再度、遊漁船業務主任者になるまでは2年間でしたが、今後は5年間に延長されました。3つ目は、重大な事故が発生した際の都道府県への報告です。これまでも業務規程で報告を求めていましたが、今後は法令で報告が義務付けとなりました。4つ目は、利用者の安全確保等に関する情報の公表です。今後は、利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報を、原則、自社が管理するインターネットにより公表することになっています。ただし、常時使用する従業員が1人以下か自社HPを持たない場合は、営業所への掲示で可能となります。これは、利用者がより安全性の高い事業者を選べるようにするための措置ということです。5つ目は、損害賠償措置についてです。これまでは、定員一人当たり3千万円以上でしたが、見直しにより定員一人当たり5千万円以上の保険に加入することが必要となりました。6つ目は、遊漁船業者登録票のインターネットで提示です。これまで、遊漁船、営業所で掲示していましたが、原則、インターネットで公表することになりました。こちらも、常時使用する従業員が1人以下か自社HPを持たない場合は、従来どおりとなります。

5ページ目に先ほど説明した遊漁船業務主任者の新たな責務の内容、7ページ目に損害賠償措置の内容が記載されています。8ページ目は安全確保等に問題のある遊漁船業者への措置についてです。先ほど、遊漁船業務主任者への欠格事項が強化されたことについて説明しましたが、遊漁船業者も問題があると判断された場合は、①登録の有効期間の短縮、②登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加、罰則の強化が変更となっています。9ページ目は遊漁船業に関する協議会制度の創設です。これについて、本日、委員の皆様から意見をいただきたいと思っています。

では、資料は元の資料、資料2の2ページをご覧ください。遊漁船業の協議会制度について、もう少し説明します。

現状、遊漁船業者と漁業者は、なかなか話し合いの場がないという地域も多いかと思います。

その結果、例に書いているようなトラブルが残念ながら起きてしまいます。悪化すると施設管理者等に規制をかけてほしいなどといった動きにも繋がってしまいます。しかし、遊漁船業者と漁業者は、双方とも同じ海面を利用しているので、本来、共通した危機意識を共有しなければならない関係でもあることから、国は、協議会制度というものを創設しました。3ページ目です。

この協議会制度は、今回の改正法で創設されたのですが、こちらが、国のイメージです。協議会の範囲は、海面利用協議会の規模構成員は、遊漁船業者、漁業者、都道府県が基本想定される協議事項は、記載のとおりのようなイメージで、これを一方的につくるから集まれということではなく、遊漁船業者、漁業者双方が協議したいという要請に応じて、協議会という場を設けられることにしましたというものです。また、この協議会は、強制力や罰則はなく、参加者の合意に基づき地域の調和を図る場として活用してほしいとのことです。この制度は、新たに創設されたものであり、その運用の方法について、今回、委員の皆様から意見を聞ければと思っています。

1つ目は、協議会の範囲についてです。道の考え方は、

- ・漁業者または遊漁船業者から要望があった場合、必要に応じ、年1回程度、振興局単位で協議会を開催することを想定。
- ・協議会の構成員となる遊漁船業者は、営業所の登録振興局を基本とするが、営業海域の振興局協議会にも参加可能とする。
- ・協議会の日程は、道HPで周知するほか、営業所の登録振興局の遊漁船業者や漁協に郵送やメールで通知することを想定。

2つ目は、構成員の参加についてです。協議事項は地域のことで、遊漁船業者、漁業者ともに参加を強制できません。3つ目は、協議会への要望受付、協議結果の周知についてです。いただいた協議事項について、全て協議会を開催して議論しなければならないということではないと思っています。要望者から内容を良くお聞きし、道で開催の判断をしていくことを想定しています。また、協議結果は道のホームページで公開することを想定しています。4つ目は、協議会制度の活用方法についてです。この協議会には、強制力や罰則はなく、構成員は協議が整った事項を尊重する制度です。想定される問題点として、強制力や罰則がないことから、実効性が乏しいことが想定されます。遊漁船業者と漁業者が共通して取り組むことができる事項があれば活用が見込まれると思います。先ほども説明したとおり、参加した構成員の合意に基づくものなので、協議事項によって参加が見込まれなくなることも想定される制度ですが、それぞれの立場から多くの方に参加してもらうには、どのような条件やメリットがあれば良いか、奇抜なアイデアでも構いませんので、①から④について、ざくばらんに意見ををお願いします。

(伊藤座長)

ただいま事務局が説明したとおり、安全管理の取り組みを強化するため、今回、国は、遊漁船業法を改正したとのことです。遊漁船業者自身が理解し、対応しなければならないこともあるので、しっかり準備し、安全管理の徹底をお願いします。

もう一つは、協議会制度を創設し、遊漁者と漁業者の協議の場を設けられることにしたと説明がありました。こちらは初めての取り組みということで、道も進め方について、委員の意見をいただきたいとのことでした。道から、1番目として協議会の範囲の設定、2番目として構成員、3番目として協議会の開催、4番目として協議会制度の活用方法について、意見を求められています。どなたか意見をいただける方はいらっしゃいませんか。意見をいただける方は挙手をお願いいたします。

(牧野委員)

この協議会の制度は非常に良い試みだと思っていますが、この範囲の部分、誰を集めるのかという部分だと思っていますが、是非、我々、日本釣振興会も同席させていただきたいと思っております。

でノミネートしていただけるとありがたい。もう1点は、懸念点ですが、皆さんもご存知のとおり、遊漁船の船長さんは、非常に口の悪い方もいらっしゃいますし、非常にスマートな方も多々いらっしゃいます。その中で、こういう協議会で会った時に、漁協等さんとトラブルとか、そういうことも一部勃発するのではと場所によって想定される気がしまして、そこが懸念点だと思います。あともう1点、これは、ご提案ですけれども、遊漁側ということで今回参加しておりますので、その立場に立ってお話しますと、遊漁船業の方は釣り人を乗せて、乗船するコストをもとに生業にされている方が多いかと思えます。その時に、釣り人側も遊漁船業者を選ぶにあたって、安全な対策をきちっと講じられている遊漁船なのか。もしくは、どうもならない言うことを聞かない遊漁船なのかということは、〇〇丸とか言われてもわからないので、可能であれば、こういう制度変わるタイミングで、こういう協議会だとか、もしくは制度が変わる勉強会にご参加をいただいて、ある一定の基準を満たした遊漁船に対しては、優良船舶であるというような、安心安全に皆さんが使っていただける、道側としても信頼がおける認定制度を設けていただけると、釣り人も安心して乗ることができると思いますので、今後、そのような取り組みでスタートした時にはルールを守った優良船舶や優良船団ということがあるとありがたいので、ご検討いただくと非常にありがたいと思っています。

(伊藤座長)

柿崎委員はオホーツク海域で、秋さけ船釣りライセンス海域の漁協専務をしてるということですが、何か助言はありますか。

(蠣崎委員)

ウトロの蠣崎と申します。よろしくお願ひします。ご指名を受けましたので、ウトロ海域それから網走海域について、9月1日からウトロ海域は25日まで、網走海域は30日までということで、船釣りライセンスを実施しています。或いは今ですね、昨今、私どもはサケマスの資源保護という観点から、ローカルルールで河川の規制とかを用いながら、いろんな工夫をどのようにしたら良いかということで、適宜、皆さんといろんな協議させていただいている最中でありまして、特に今お聞きしまして、この協議会制度の発足については、非常に素晴らしいというふうに感じておりますので、是非とも確実に旗揚げしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(伊藤座長)

伊波委員は、胆振地域でサクラマス船釣りライセンスの事務局でもありますので、何か助言はありませんか。

(伊波委員)

遊漁者と漁業者が、話し合いの機会を持つことはあまりないと思ひます。遊漁者と漁業者の関係はあまり正直良い関係ではないと思ひているので、よく話し合ってお互いの立場を尊重してやっていただきたいと思ひますし、先ほど、牧野さんが言われたように遊漁船に関して優良というか認定は非常に良いと思ひるので是非やっていただきたいと思ひます。

(岡村課長補佐)

この制度は全く新しい制度で、制度のつくり自体もまだちょっと中身がふわっとした感じで、掴み所がないということで、皆さんにご意見を伺いたいなと思ひて今回議題にさせていただきました。いろいろとトラブルが起きるような懸念も示されて、我々も懸念としては、そもそも遊漁船業の方が参加してくれないのではないかとということで、遊漁側のご意見として好意的なご意見

が出たことは良かったと思っています。具体的なところは、これからいろいろな試行錯誤で進んでいくと思いますが、サケやサクラマスライセンスが何らかのベースにできるのではないかと考えていますので、これからいろいろご相談させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

(伊藤座長)

道としても新しい制度であります。今回、委員からの意見も参考に検討を進めていただければと思います。では、次に議題の3、シラスウナギについて事務局から説明します。

(事務局)

資料番号は資料3です。

国は、アワビ、ナマコ、シラスウナギは特定水産動植物に指定し、令和2年12月1日から採捕禁止としていましたが、シラスウナギは3年間猶予期間が設けられていました。この猶予期間が経過したため、令和5年12月1日からシラスウナギが適用となっています。道内では、漁業が成り立つほどの資源は確認されていませんが、河口域で生息が確認されております。シラスウナギだけ、適用時期が異なっているため、今回、改めて、遊漁者、漁業者が違法な採捕、間違っ

(伊藤座長)

ただいまの説明について、何かご意見ご質問がある方はおりますか。よろしいでしょうか。間違っ

次に、その他として、第一管区海上保安本部の岩谷様から、令和5年海難発生状況について、説明をお願いします。

(第一管区海上保安本部)

～ 令和5年海難発生状況について別紙5で説明 ～ ※省略

(伊藤座長)

ありがとうございます。ただいま、第一管区海上保安本部からの説明について、何かご意見ご質問はありますか。

(根上委員)

日本海洋レジャー安全・振興協会の根上でございます。先ほど、岩谷調整官から説明がありましたけれど、今年度、漁船よりレジャーボートの事故が多かったという逆転現象が起きたということでしたので、逆転現象が起きた原因、漁船の事故が減ったということだと思いますが、原因を知りたいというのが一つ。今回、レジャーボートの海難事故が多く発生したという形になっておりますけれど、例えばミニボートですね、故障の発生状況、件数、内容を知りたいということと、あとはレジャーと別のカテゴリーですけど、SUPの事故について教えていただければと思います。これは、一管だけではなくて、日本全国でミニボートとSUPの救助件数が非常に増えてるということ現場の保安官から聞いており、私がこちらに赴任する前の近畿事務所では主に瀬戸内の方で現場の保安官からいろいろ聞いていたところでございます。その辺の対策をお聞きしたいということでもあります。話が長くなってしまいますけれども、ミニボート或いはSUPというのは資格制度の範疇外。そうしますと、保安官の方も取り締まりをすることができない、罰則がないという話になりますので、それも含めましてこれからミニボートの対策が必要だ

ろうと思っております。また、これも保安庁の方というか水産庁の方にはお願いですが、縄ばしごを推奨していると聞いていますが、海中転落者があった時に、実際、船に泳いで到達したがあがれず結果的に漂流して亡くなった方が相当数いると推測しています。縄ばしごを推奨ですけれども一人乗りの漁船等については義務化についてもご検討いただければと思っています。このほか、ご提案ではありますけど、免許取得する際に、実際、事故時の投錨、まず、アンカリングということが乗揚げ事故防止には有効であると考えます。機関が故障した際に流され乗揚げられるケースも相当数あり、実際は、免許を取る際に含めて投錨する教育や審査がない。そうしますとやはり乗揚げ事故に繋がっていくことになっていきますので、これから講習時間が伸びていく可能性もありますので、教育や審査にもぜひ入れていただきたいというのが一つ。あわせて、遊漁の項目ですが、今後、特定操縦が義務化されたり、遊漁の実務研修時間が増えていきますので、投錨の技能を必要な項目として議論していただければと思います。

(第一管区海上保安本部)

漁船とプレジャーボートの件ですけれども、漁船については、さほど在港隻数は変わっておりません。海難防止啓発活動、水救会等の呼びかけが良かったものと思っております。プレジャーボートにつきましては、やはり免許取り立ての方、1年ぐらいの方の事故が多かった。それで、初めて航行する海域にもかかわらず、海図を持ってないとか付近の浅瀬の状況がわかっていないということで、航行中に乗揚げたという事案が発生していました。結局、機関故障等も、よく聞いたら、出航前検査を実施していなかったということが増えていて、プレジャーボートの件数が上がって一位という結果になったものと思います。

海保としましても、令和6年度からプレジャーボートを一番に切り替えて安全啓発活動を実施していくので、是非よろしくお願ひします。次に、ミニボートについては、手元に資料がないけれども感覚では6隻あったが、いずれも軽微なものでした。SUPについては、1件オホーツクで発生しており、これは、インストラクターの方がついて、一般の利用者の方に教えていたところ天候が急に崩れまして、沖から戻れなくなったという事案が発生しまして、うちの方で救助させていただいております。

(岡村課長補佐)

今の説明部分以外は、ご意見ということでよろしかったでしょうか。今の流れですけれど、漁船とかは漁業協同組合を通じて啓発するルートという流れになりますが、プレジャーボートはどのように安全啓発されているのでしょうか。

(第一管区海上保安本部)

いろいろございまして、実際に海上保安官が海に行きまして出港される船長にポスターやリーフレット等を配らせてもらって指導するという、また、警察とか運輸局とか合同でパトロール実施させてもらったりしています。それと、先ほど小型船の免許でもお世話になっている日本海洋レジャー協会では海難の形態や発生件数を免許更新される際にビデオで流してもらったりしています。

(伊藤座長)

他によろしいでしょうか。なければ次に、北海道運輸局の相馬様から遊漁船の安全設備の義務化について説明をお願いします。

(北海道運輸局)

～ 遊漁船の安全設備の義務化について別紙6で説明 ～ ※省略

(伊藤座長)

ありがとうございます。ただいまの北海道運輸局からの説明について、何かご意見ご質問があれば伺いたいと思います。

(牧野委員)

国交省と水産庁とかと何度となく日本釣振興会本部とお話をいたしました。我々の地場である北海道でカズワンの事故が起きてしまった。それによって、遊覧船に救命いかだの設置となってしまった。これについては致し方ないと思っておりますが、いつのまにか遊漁船にまで救命いかだを設置しなさいというのはおかしいということで、何度となく国交省と水産庁と対峙いたしまして、先ほどお話があったように、期限延長ということで、そっちまで何とかこぎつけたという状況の中で、実は今のところ、ご存知かもしれませんが、日釣振本部と水産庁との間で、国交省も入るとは思いますが、知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方についての協議会、検討委員会というものが立ち上がると聞いておりまして、もともと北海道からノミネートがなかったが、日本釣振興会本部からも是非、北海道で遊漁船をやられている方の代表を選んで欲しいということで連絡が来まして、今回、勇払マリーナの船長で高野清秀さんという方を選定させていただいて、協議会が開設という形になったようです。つきましては、3月から毎月1回ずつと聞いておりますけれども、そういうところで、実際に今回の措置が施行されるまでに遊漁船へのヒアリングがなかったということについて、これは国交省としてはおかしいということで、その非を認めていただいたようで、今回から遊漁船を入れていただいたということです。つきましては、遊漁船の方も、高年齢化になっていらっしゃると思いますので、改良いかだをよくご存知かと思っておりますが、45キロからの重さがあるものですから、船のところで投げかけるということは、実際にはできないと思うので、現実論を含めて、今後の協議がされているかと思っておりますので、是非、遊漁側の立場に立って運輸局も動いていただきたいと思います。

(北海道運輸局)

遊漁船は小型の船ばかりで、なかなかコンテナ式で固定式のいかだを積みとかは、おそらくうちの本局の担当課もそこはわかっているかとは思っているので、今後、関係各所で皆さんとご相談して決めるかと思っておりますので、今後また決まるようなことがあればJ C Iやうちの方でも、何でも構いませんので、問い合わせいただければ対応させていただきますので、是非ともご協力よろしく願いいたします。

(伊藤座長)

その他には何かありますか。では、本日予定されている議題の説明が終了しました。全体を通して、ご質問、ご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(岡村課長補佐)

伊藤座長ありがとうございます。以上を持ちまして第12期第2回北海道海面利用協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。